

## 岩手県緊急事態宣言発出に係る社会教育施設・社会体育施設等の対応について

### 1 雫石町社会教育施設・社会体育施設の対応

現状においては、施設区分ごとの新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインや、イベント等開催時における予防ガイドラインが整備されてことからそれを継続のうえ実施することとし、また施設利用については、次のように対応することになります。

#### (1) 施設の一部利用規制

①岩手県緊急事態宣言が発令されている期間中における予約済みのイベント及び大会等については、主催者の判断と責任において延期または中止を検討するとともに、実施にあたっては関係する感染症拡大防止ガイドラインに沿った対策を講じるようにしてください。

②岩手県緊急事態宣言が発令されている期間中における予約済みのスポーツ活動・サークル活動(部活動含む)・会議などの利用にあつては、県内に在住する人のみ施設を利用することができます。

※県外より帰省をしている方は利用できません。

③岩手県緊急事態宣言が発令されている期間中における施設利用の新規予約は休止します。宣言が解除されましたなら通常予約を開始します。

#### (2) 一部規制が適用される施設

##### ①社会教育施設

町中央公民館・野菊ホール、雫石公民館、御所公民館、御明神公民館、西山公民館、歴史民俗資料館  
町青少年ホーム

##### ②社会体育施設

町総合運動公園【体育館・野球場・陸上競技場・テニスコート・グラウンドゴルフコース】  
町営ゲートボール場、町営クロスカントリースキー場(愛称：ケッパレランド)、鶯宿運動場、御明神運動場、西山運動場

##### ③学校開放施設〔旧小学校施設含む〕

雫石小方学校、御所小学校、御明神小学校、西山小学校、七ッ森小学校、雫石中学校、旧南畑小学校  
旧大村小学校、旧橋場小学校、旧上長山小学校、旧西根小学校

#### (3) 一部規制が適用される期間

8月13日(金)から当分の間【岩手県緊急事態宣言が解除されるまで】